

1 計画策定の趣旨

障害のある人の自己決定と自己選択の尊重、市町村を基本とする仕組みへの統一と身体障害、知的障害、精神障害の制度の一元化、地域生活移行や就労支援などの課題に対応したサービス基盤の整備を基本理念に障害者自立支援法が平成18年4月1日より施行されました。

一方、発達障害のある人については、平成17年4月から発達障害者支援法が施行され、発達障害の定義と法的な位置づけが明確にされ、支援の充実が図られているところです。

こうしたことを踏まえて、一宮市においては、「一宮市障害者基本計画」に基づき、「一宮市障害福祉計画」を策定し、障害のある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の必要量を的確に見込むとともに、その提供体制の確保に関する基本的事項を定めます。

2 基本的考え方

1 訪問系及び日中活動系サービスを始めとする障害福祉サービスなどの確保

訪問系サービスの充実を図るとともに、障害のある人が望む適切な日中活動系サービスを確保します。また、地域生活支援事業の充実に努めます。

2 グループホームなどの充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を推進

グループホーム・ケアホームの充実を図るとともに、生活介護及び自立訓練などの日中活動系サービスを利用し、施設入所・入院から地域生活への移行に努めます。

3 福祉施設から一般就労への移行などを推進

就労移行支援などの推進により、福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場の拡大に努めます。

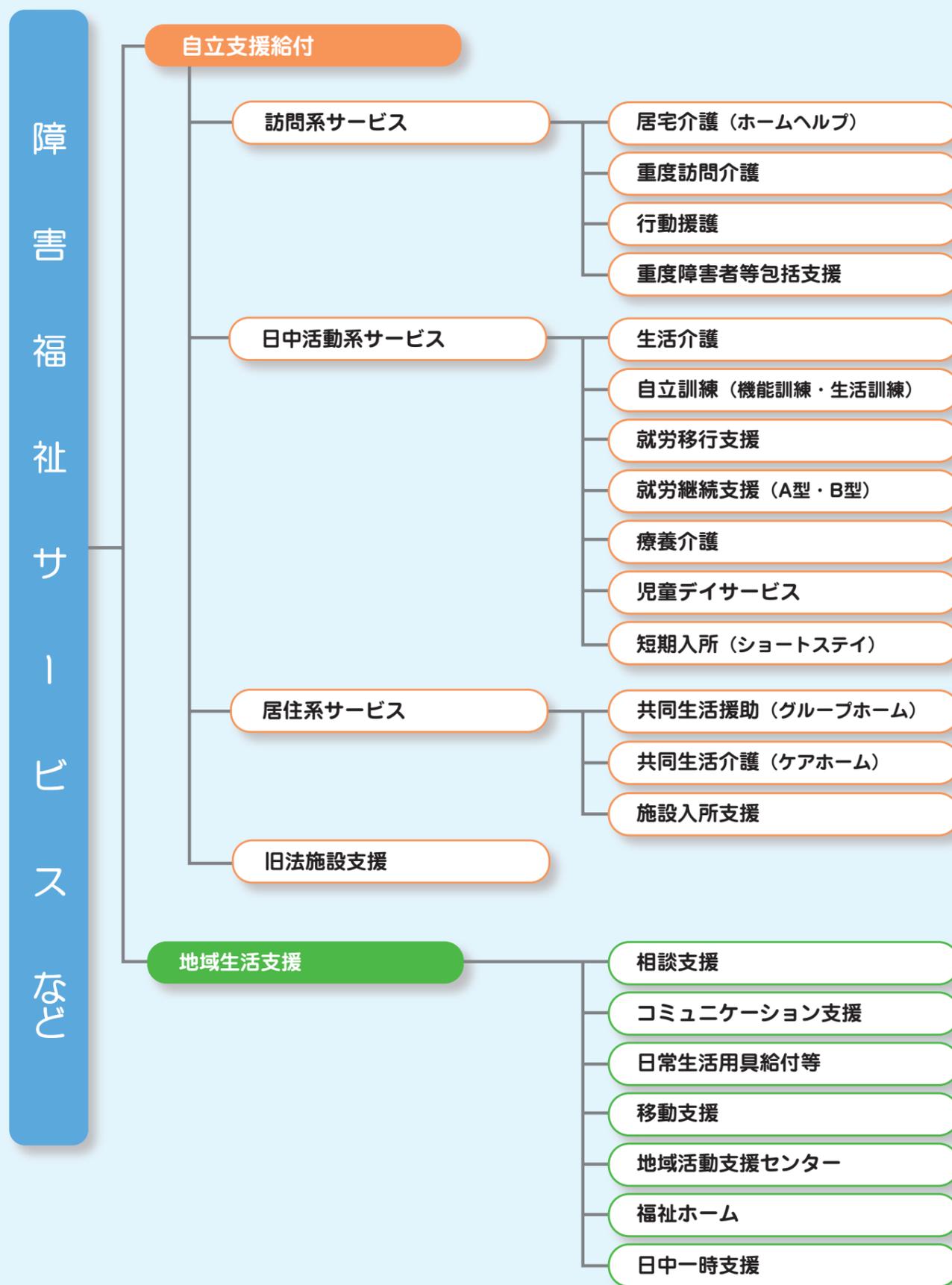
4 相談支援体制の整備

障害のある人が地域において自立した日常生活や社会生活を営むために、障害福祉サービスなどの適切な利用ができるよう相談支援体制の整備に努めます。

3 計画の期間

平成18年度から平成20年度（2006年度～2008年度）までの3年間です。

サービスの体系



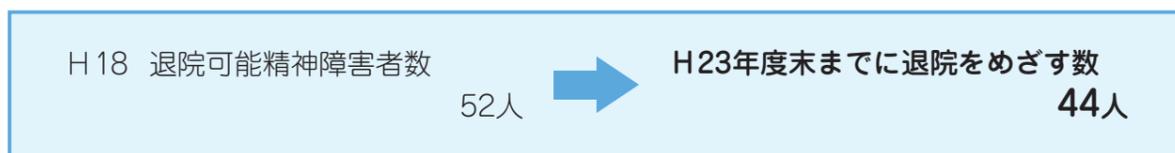
サービスなどの見込み量と確保のための方策

1. 平成23年度までの目標

(1) 入所施設の入所者の地域生活への移行



(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行



(3) 福祉施設利用者の一般就労への移行



2. 障害福祉サービスなどの必要な見込み量

(1) 訪問系サービス

居宅で入浴、排せつ、食事の介護、重度の肢体不自由障害者や自己判断能力が制限されている人に対する外出時の移動支援などを行うサービスです。

- 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援

【1か月あたりの必要量と利用者数の見込み】



確保方策

- 適切なサービスを利用できるよう事業を拡充するとともに、専門的人材の確保およびその質的向上を図るよう、サービス事業者へ働きかけます。

(2) 日中活動系サービス

自立と社会経済活動への参加に向け、必要な訓練及び職業の提供を行うなど、施設で昼間の活動を支援するサービスです。

【1か月あたりの必要量と利用者数の見込み】

	平成18年度	平成20年度	平成23年度
生活介護	118人 2,596人日	➡ 354人 7,788人日	➡ 475人 10,450人日
自立訓練 (機能訓練)	0人 0人日	➡ 7人 154人日	➡ 9人 198人日
自立訓練 (生活訓練)	0人 0人日	➡ 30人 660人日	➡ 43人 946人日
就労移行支援	16人 352人日	➡ 74人 1,628人日	➡ 96人 2,112人日
就労継続支援 (A型)	0人 0人日	➡ 10人 220人日	➡ 52人 1,144人日
就労継続支援 (B型)	0人 0人日	➡ 55人 1,210人日	➡ 145人 3,190人日
療養介護	0人分	➡ 0人分	➡ 23人分
児童デイサービス	155人 1,240人日	➡ 188人 1,504人日	➡ 251人 2,008人日
短期入所	67人 402人日	➡ 85人 510人日	➡ 118人 708人日

確保方策

- 各サービスの拡充を事業者に働きかけます。
- 事業者に対して就労移行支援事業の取り組みを働きかけ、一般就労への移行を推進します。
- 短期入所の受け入れ体制の充実に向けて、事業者に働きかけます。

(3) 居住系サービス

障害者に住まいの場を提供し、日常生活上の介護などの必要なサービスを行います。

【1か月あたりの必要量の見込み】

	平成18年度	平成20年度	平成23年度
共同生活援助 共同生活介護	26人分	46人分	91人分
施設入所支援	75人分	239人分	262人分

確保方策

- 居住支援を必要とする障害者に対し、広域で調整しながら、居住施設の確保に努めます。
- グループホーム、ケアホームに居住している知的障害者および精神障害者に日常生活上の援助または介護を行う事業の拡充を、事業者働きかけます。
- 障害者に対する差別・偏見をなくし、障害者の地域生活への移行を円滑にするために、障害に関する知識についての啓発活動を推進します。



(4) 相談支援

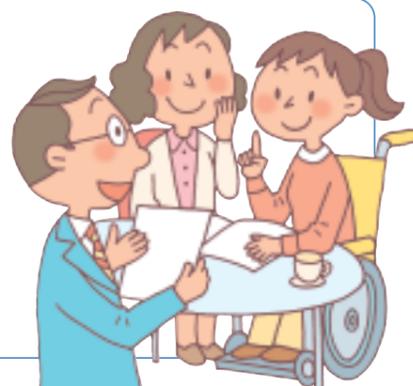
自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障害者などに適切なサービス利用計画の作成を円滑に行うなどの相談支援サービスです。

【1か月あたりの必要量の見込み】

	平成18年度	平成20年度	平成23年度
相談支援	3人分	75人分	114人分

確保方策

- 適切なサービス利用計画の作成を円滑に行うために、関連機関と連携を図るとともに、専門的な相談支援体制の確保を働きかけます。
- より適切な支援を図るため、行政と関係機関・事業所との事例検討会の実施を検討します。
- 地域包括支援センターとの連携を検討します。



(5) 地域生活支援事業

障害者が、その能力及び適性に応じ、自立した日常生活を送ることができるように、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟なサービスを提供する事業です。

【必要量の見込み】

	平成18年度	平成20年度	平成23年度
相談支援事業	1箇所	3箇所	5箇所

【1年あたりの必要量の見込み】

	平成18年度	平成20年度	平成23年度
コミュニケーション 支援事業	220人分	266人分	354人分

【1か月あたりの必要量の見込み】

	平成18年度	平成20年度	平成23年度
移動支援事業	1,453時間	1,758時間	2,340時間

【1か月あたりの必要量の見込み】

	平成18年度	平成20年度	平成23年度
地域活動支援 センター	198人日	770人日	990人日

【1か月あたりの必要量の見込み】

	平成18年度	平成20年度	平成23年度
日中一時支援事業	492回	594回	792回

確保方策

相談支援事業

- 社会福祉法人など障害者福祉に長く携わっている事業者に対し、相談支援への取り組みを働きかけます。

コミュニケーション支援事業

- 地域における手話通訳者や要約筆記者を把握し、人材の育成に努めます。

移動支援事業

- 重度視覚障害者、車いす使用者などの移動支援の利用希望者を把握し、サービス提供の拡充に向け、事業者働きかけます。

地域活動支援センター

- 地域活動支援センターに通う必要のある障害者を把握し、サービス提供の拡充に向け、事業者働きかけます。

日中一時支援事業

- 日中の一時的預かりが必要な障害者を把握し、サービス提供の拡充に向け、事業者働きかけます。